

横福障 第 68 号
令和 3 年(2021 年) 5 月 24 日

市内就労定着支援事業所 管理者 様

横須賀市福祉部障害福祉課長

**新型コロナウイルスへの対応に伴う就労定着支援事業の取扱い等について
(通知)**

日頃から本市の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第 9 報）」(令和 3 年 4 月 23 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)を受け、本市の就労定着支援に係る取り扱いをお知らせいたします。

記

1. 対象者

対面での支援を避けることがやむを得ない場合であって、テレビ電話装置等を用いた方法による支援環境が整っていない場合で、電話等による支援に同意のある利用者

2. 期間

令和 3 年 6 月 1 日から当面の間

3. 支援内容

- (1) 電話等を通じて利用者と直接会話し、支援を行ってください。ただし、聴覚障害により電話等での直接の会話が困難な場合に限り、メールやチャット等文字による会話・支援を認めます。
- (2) 支援を行った場合、必ず、支援記録に利用者との連絡の手段及び支援の具体的な内容を記録してください。
- (3) 本人の様子を確認するだけでは適正な就労定着支援の提供とは認められません。ご注意ください。

4. その他

- (1) 他市町村が支給決定した利用者については、当該市町村にご確認ください。
- (2) 支援にあたっては、利用者に対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法による支援と同等のサービス提供であることを説明し、同意を

- 得てください。また、支援内容を個別支援計画に明記し、適時見直してください。
- (3) 支援は基本報酬の算定対象であり、利用者によっては基本報酬に応じた利用者負担が生じることを説明し、同意を得てください。
 - (4) 計画相談支援（特定相談支援事業）が入っている場合は、相談支援専門員にも在宅でのサービス利用を伝え、支援情報を共有してください。
 - (5) 実績記録票には、電話等による支援であること及び支援時間を記載し、利用者本人の署名（又は押印でも可）をもらってください。
 - (6) 支援記録は、本市が求めた場合に提供できるようにしてください。
 - (7) 実績記録票の写しを提出する際は、新型コロナウイルスへの対応として電話等でのサービス利用を行った利用者の一覧表（事業所番号、事業所名、受給者番号、氏名、サービス種別、管理者又は事業者代表者の氏名、担当者の氏名及び連絡先を記載したもので、様式は任意）を添付してください。
 - (8) 「就労定着支援の実施について」（障発 0330 第 1 号令和 3 年 3 月 30 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）にご留意ください。
 - (9) 本通知の発出に伴い、以下の通知に係る就労系障害福祉サービスの在宅支援の取り扱いを廃止します。
 - ・「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労定着支援事業の取扱い等について（通知）」（横福障第 473 号令和 2 年 3 月 13 日付横須賀市福祉部障害福祉課長等通知）
 - ・「就労定着支援及び就労継続支援事業に係る新型コロナウイルス対応の取扱期間の変更について（通知）」（横福障第 526 号令和 2 年 3 月 31 日付横須賀市福祉部障害福祉課長通知）

事務担当は、横須賀市福祉部障害福祉課就労支援係

電話 046-822-9837

横須賀市福祉部障害福祉課給付係

電話 046-822-9488

横須賀市福祉部指導監査課指導監査第 3 係

電話 046-822-8411